

平成十八年六月十五日提出
質問第三七八号

靖国神社のA級戦犯分祀に関する再質問主意書

提出者 高井美穂

靖国神社のA級戦犯分祀に関する再質問主意書

本年五月十七日提出質問第二六一号で「靖国神社問題」の「A級戦犯分祀」を求める政治家の発言について質問したが、政府の答弁はいわゆる「木で鼻をくくった」もので納得できない。

そこで、以下のとおり再質問する。

一 政府は同答弁書で「御指摘の「発言」は、いずれも内閣総理大臣その他の国务大臣としてのものではない」と承知しており、内閣法制局として意見を述べることは差し控えたい」と答えている。しかし、その後、今日二日には与謝野金融経済財政担当大臣、また、九日には麻生外務大臣がそれぞれ「分祀」を求める立場から発言していると承知している。同答弁では「宗教法人である靖国神社においてどのような祭神を祭るかについては、憲法第二十条が保障する信教の自由に関する事柄であるから、政府として見解を述べる立場にない」としながら、現職の閣僚が一宗教法人の祭神について発言していることについて、憲法第二十条の「信教の自由」や「国の宗教的活動の禁止」に一切触れることはないのか、再度、政府、および内閣法制局の見解を明らかにされたい。

二 内閣法制局は前述の通り「意見を述べることは差し控えたい」と答えている。しかし、内閣法制局の

ホームページでは「特に国会において、憲法以下の現行法令の解釈など法律問題につき意見を求められた場合に、その答弁を行うことなども重要な業務」と紹介している。前回の答弁は、「重要な業務」を自ら放棄したことにならないのか。誠意ある回答を示されたい。

右質問する。